

福島市復興推進計画

平成28年10月17日
福島県福島市

1. 計画の区域 福島市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、本市では震度6弱を記録し、甚大な被害を被った。また、直後の原子力災害の影響により、5年以上経過した現段階においても約4,000人の自主避難者がいるなど放射線への強い不安は現在も続いている。さらに、観光面についても、原子力災害による放射線への不安や風評被害により観光客入込数が激減し、震災から5年を経過した現在も依然として震災前の水準まで回復しておらず、地域経済や市民生活全般に甚大な被害がもたらされている。

このような状況を踏まえ、本市は、交流人口の拡大に向けた取り組みを推進することが復興に向けた大きな対策の一つであると捉えている中で、福島駅を起点に各方面へ放射状に延びている公共交通網の強化による中心市街地へのアクセス向上を図るうえで、飯坂線については市街化区域でも人口密度の高い地区を運行していることから、安全性や安定性に優れた高性能な新車両を導入することにより、利便性の向上が図られ、沿線住民の利用により本市における中心市街地の交流人口増加による地域経済の活性化が期待される。さらには、この交通利便性の向上により、飯坂線沿線への居住や施設立地を促進するような「交通まちづくり」の推進にも寄与するものと考えられる。このように、新車両の導入による運行面での安全性及び利便性の向上を図るとともに、バリアフリーやインバウンド等にも対応した環境整備を進め、地域における公共交通機関の整備等を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取り組みの内容

安全性や安定性に優れ、バリアフリーやインバウンド等にも対応した公共交通機関の整備を行う事業者の車両導入等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する福島交通株式会社（以下「対象事業者」という。）が、福島駅と飯坂温泉駅の間を結ぶ飯坂線の車両について、安全性や安定性に優れ、バリアフリーやインバウンド等に対応した新車両を導入するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明
本市では、「福島市総合計画後期基本計画」において、東日本大震災及び原子力災害からの復興に向け、風評を払拭し観光の振興を図るには、これまで以上に民間と行政が連携した取り組みが必要であるとしたうえで、外国人観光客が楽しめるまちづくりや観光客受け入れのためのバリアフリーを含めた環境の整備に努めることとしている。また、「福島市観光振興計画」のなかでも、外国人観光客の誘客促進や受入環境のインフラ整備（案内表示の多言語化など）といったインバウンドの取り組みのほか、年齢や障害等の有無にかかわらず誰もが安心して本市を旅行できる環境の整備が求められている。さらに、「福島市地域公共交通網形成計画」では、飯坂線を戦略的かつ重点的にサービスの向上とPRを図る「幹線軸」として位置付けており、今回導入される新車両においては、パンタグラフ、インバータ、台車等に高性能なものが用いられており、視認性や集電性能の向上や安定した速度や車体の制御が可能となることから、安全性及び利便性の向上が図られるほか、将来にわたり高頻度運行等のサービスを提供することが可能となり、沿線住民の利用促進が図られ、本市における中心市街地と飯坂温泉の交流人口増加による「賑わいの創出」と「地域活性化」という経済面での復興に貢献することが期待される。

こうした安全面と安定した運行に加え、バリアフリーやインバウンド等に対応した環境整備等を実現するための取り組みの一環として、今般、対象事業者は、25年ぶりに新車両を全14車両導入することとした。この新車両の導入により、安全性や安定性の向上に加えて、車いすスペースや液晶車内表示器の設置によりバリアフリーに対応するほか、車内放送は二カ国語対応（日本語・英語）となりインバウンドにも対応したものとなる。

なお、インバウンドに関しては前述の車両更新によるハード面による対応に加えて、当該事業期間中に英語の堪能な職員を3名増員することにより、人的な面での対応も図るとともに、地域雇用の創出にも寄与する。

また、対象事業の事業費は、対象事業者の年間の減価償却費を上回る規模である。

したがって、本事業は計画の目標にある「新車両の導入による運行面での安全性及び利便性の向上を図るとともに、バリアフリーやインバウンド等に対応した環境整備を進め、地域における公共交通機関の整備等を図る」ために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成に大きく寄与する中核となる事業である。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第9号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社 東邦銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、福島県中通り地方を基盤として路線バス事業、高速バス事業、貸切バス事業及び鉄道事業等を運営する県内でも有数の交通事業者であり、本市においても、路線バスや鉄道等の運行により、市民の貴重な移動手段として地域に大いに貢献している。特に飯坂線に関しては、福島駅と飯坂温泉駅を結ぶ鉄道として平日は上下線合わせて105本を運行しており、その利便性の高さから市北西部の沿線地区の住民に中心市街地への移動手段として広く利用されている。

当該計画の実施により、安全性や安定性に優れバリアフリーやインバウンド等にも対応した公共交通機関が整備されることは、利用者の増加による交流人口の拡大とそれに伴う地域経済の活性化、さらには地域における雇用の確保にも結びつくものであり、これらの効果は、本市における復興の円滑な推進と活力ある地域経済の再生に十分寄与するものである。

6. その他

当該計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、福島県の意見を聴取した。また、福島市、株式会社東邦銀行、対象事業者を構成員とする福島市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。